

農地中間管理事業手数料徴収要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下、「基金」という。）が、農地中間管理事業規程の8に定める手数料の徴収等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の徴収対象)

第2条 基金は、次の各号いずれかにより設定した権利によって発生する借賃を対象として、手数料を徴収する。

- 一 農用地利用集積計画により、基金が農用地等を借り受けまたは貸し付けた場合
- 二 農地法（昭和27年法律第229号）に基づき、知事の裁定によって基金が農用地等を借り受けた場合
- 三 農用地利用配分計画により、基金が農用地等を貸し付けた場合
- 四 上記以外の方法により、農用地等を借り受けまたは貸し付けた場合

(実施適用基準)

第3条 手数料の徴収は、令和5年1月1日以降に新たに権利設定されたものから適用する。

(手数料徴収額)

第4条 基金は、第2条および第3条で定めた手数料徴収の対象となる借賃について、別に定める「農地中間管理事業における賃料取扱要領」に規定した賃料の計算と同様の方法により、出し手農家・受け手農家別にその合計額を算出し、当該合計額に1.0%を乗じ円未満は切り捨てた額に消費税を加算した額を、賃料算定の基準日が含まれる年度の手数料徴収額とする。

(手数料の徴収方法)

第5条 手数料は次の各号に掲げる方法により、毎年度徴収する。

- 一 基金が農用地等を借り受けた場合
基金が借賃を支払う時に控除する。
 - 二 基金が農用地等を貸し付けた場合
基金が借賃を振替える時に加算する。
- 2 上記の手数料の徴収時期は、別に定める「農地中間管理事業における賃料取扱要領」に規定した日とする。

(手数料の使途)

第6条 基金が農地中間管理事業を運営するための経費。

2 その他理事長が必要と認めた経費。

(手数料の見直し)

第7条 事業制度の改正および事業の実績に応じて、5年毎を目途に手数料の見直し検討を行うことができるものとする。

(手数料の減免)

第8条 理事長が必要と認めるときは手数料の一部または全部を免除することができるものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、手数料に関して必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

1. 原則、令和8年度末を期限として、受け手農家一人当たりの年間手数料総額の上限を2万円(消費税別)、出し手農家一人当たりの年間手数料総額の上限を2千円(消費税別)とする。
2. この要領は、令和4年4月1日から施行する。